

第7節 高齢者対策

1 高齢者対策

高齢者に対するサービスの主体は市町であり、県では市町の後方支援として、市町の

実態や要望に応じ研修会等を企画・開催している。(関係法令：地域保健法 第6、8条)

平成29年度

月日・会場	内 容	参加者
平成30年3月5日（月） 13:30～16:00 南加賀保健福祉センター 大会議室	地域包括ケアシステム推進のための研修会 講演「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制について」 講師 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域福祉専門官 後藤 真一郎 氏 話題提供 「能美市我が事・丸ごとの地域づくり 推進事業」 講師 能美市健康福祉部福祉課 課長補佐 南 芳美 氏	管内市町職員、県厚生 政策課職員、保健所職 員等 27名